

定 款

公益社団法人熊本県林業公社

公益社団法人熊本県林業公社定款

目 次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条～第4条）
- 第3章 社員（第5条～第11条）
- 第4章 総会（第12条～第21条）
- 第5章 役員及び会計監査人（第22条～第29条）
- 第6章 理事会（第30条～第35条）
- 第7章 参与（第36条）
- 第8章 資産及び会計（第37条～47条）
- 第9章 定款の変更及び解散（第48条～第51条）
- 第10章 公告の方法（第52条）
- 第11章 事務局（第53条）
- 第12章 雜則（第54条）
- 附則 第1項～第4項

公益社団法人熊本県林業公社定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人熊本県林業公社（以下「公社」という。）と称する。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 公社は、国土の保全及び環境の保全に配慮した造林、育林等に関する事業を行うことにより、森林のもつ公益的機能の維持増進を図り、もって林業の活性化と山村地域の振興並びに住民生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条に規定する造林、育林及び伐採に関する事業

（2）造林又は育林に関する受託事業

（3）その他公社の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、熊本県内において行うものとする。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 公社は、公社の事業に賛同する次の団体であつて、次条の規定により公社の社員となつた者をもつて構成する。

（1）熊本県

（2）熊本県内の市町村

（3）熊本県森林組合連合会

（4）熊本県内の森林組合

(社員の資格の取得)

第6条 公社の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その

承認を受けなければならない。

(入社預り金)

- 第7条 社員は、入社に当たり1口以上の預り金を公社に預けなければならない。
- 2 預り金1口の金額は、10万円とする。
 - 3 預り金は、現金をもって全額を一時に払い込むものとする。
 - 4 社員は、預り金の払い込みについて、相殺をもって公社に対抗することはできない。
 - 5 社員は、退社したとき預り金の返還を請求することができる。
 - 6 前項の請求があったときは、公社は請求のあった日の属する年度において返還するものとする。
 - 7 除名によって社員が退社したときは、前項の規定にかかわらず総会の決議を得て、預り金の全部又は一部の返還をしないことができる。

(経費の負担)

- 第8条 公社の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は総会において別に定める額（以下、「会費」という。）を支払う義務を負う。
- 2 社員が既に納入した会費は、これを返還しないものとする。

(任意退社)

- 第9条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

- 第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該社員を除名することができる。
- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 公社の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

- 第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総社員が同意したとき。
 - (3) 当該社員が解散したとき。

第4章 総会

(構成)

- 第12条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員総会とする。

（権限）

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 理事及び監事に対する報酬額の支給の基準
- (5) 理事及び監事並びに会計監査人に対する費用の弁償の基準
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分の承認
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第14条 総会は、通常総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の通常総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

（招集）

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決権）

第17条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（決議）

第18条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を公社に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第20条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記録を記載した議決権行使書面を公社に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は出席した社員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長の指名する理事2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第22条 公社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とし、専務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 公社に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第23条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても

同様とする。

- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、公社を代表し、その業務を執行する。
3 副理事長は、理事長を補佐する。
4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、公社の業務を分担執行する。
5 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、公社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第26条 会計監査人は、法令で定めるところにより、公社の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に對し、会計に関する報告を求めることができる。
(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面。
(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの。

（役員及び会計監査人の任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、その通常総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第28条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される総会に報告するものとする。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

3 理事、監事及び会計監査人に対しては、総会において別に定める費用弁償に関する規程により、その職務を行うための費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構 成)

第30条 公社に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 公社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに専務理事の選定及び解職
- (4) 重要な使用人の選任及び解任

(招 集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 参与

(参与の設置)

第36条 公社に任意の機関として、1名以上15名以下の参与を置くことができる。

- 2 参与は、理事会から諮詢された事項について参考意見を述べるものとする。
- 3 参与の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 参与の報酬は、無償とする。

第8章 資産及び会計

(資産)

第37条 公社の資産は、次に掲げるものにより構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 補助金
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

(資金の借入れ及び寄附金)

第38条 公社は、事業を行うために必要な資金を借り入れることができる。

2 公社は、現金又は現物で寄附を受けることができる。

(基本財産)

第39条 第37条各号に規定する資産のうち、総会の決議を得たものをもって基本財産とする。

(基本財産の管理及び処分)

第40条 基本財産は、公社の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を得なければならない。

(経費の支出)

第41条 公社の経費は、資産及び借入金をもって支弁する。

(資産の管理)

第42条 公社の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は理事会が定める。

(不動産の取得及び処分)

第43条 公社は、総会の決議を経て不動産を買入れ又はこれを処分することができる。

(事業年度)

第44条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 公社の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般的の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 公社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

(7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、通常総会に報告するものとする。ただし、法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、通常総会への報告に代えて、通常総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般的の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般的の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第49条 公社は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 公社が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 公社が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 公社の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

(設 置)

第53条 公社に公社の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 職員の任免は理事長が行う。ただし、事務局長その他重要な使用人の任免については、

理事会の承認を受けなければならない。

- 4 この定款に定めるもののほか、公社の組織、事務局職員の職制等は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第12章 雜 則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか公社運営のために必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は村田信一、専務理事は藤崎岩男、会計監査人は川上峰秀及び土田華寿磨とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人熊本県林業公社の定款は、前項に規定する解散の登記の日に廃止する。